○文部科学省告示第九十五号

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第三条の規定により、平成二十九年七月十二日をもって次の職業実践専門課程の認定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十九年七月十二日

文部科学大臣　松野　博一

平成二十九年三月三十一日から専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたもの

都道府県	専修学校名	課程名	昼夜の別	修業年限
大阪府	清風情報工科学院	文化・教養専門課程　日本語科２年コース	昼間	二年

○文部科学省告示第九十六号

平成二十九年文部科学省告示第四十二号（平成二十九年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件）に変更があったので、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十二日

文部科学大臣　松野　博一

第二回の試験に係る実施場所について、次のように変更する。

新たに設置する実施場所

（都道府県）　（試験場となる施設の名称）　（試験場となる施設の位置）

神奈川県　麻布大学　相模原市中央区淵野辺一丁目十七番地七十一

和歌山県　ルミエール華月殿　和歌山市屋形町二丁目十番地

廃止する実施場所

（都道府県）　（試験場となる施設の名称）　（試験場となる施設の位置）

東京都　電気通信大学　調布市調布ヶ丘一丁目五番一号

○農林水産省告示第千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字川北小字寺山一四四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北上弓削町森札上谷一一、一二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

森札上谷一一・一二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府京都市左京区上高野東山一〇〇から一〇二まで、一〇二の一、一〇四、一〇五、一三七、一八九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東山一〇二の一・一八九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　京都府福知山市字岩間小字塩津一三の戊・二二・二三の一・八六六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一一の乙、一三の乙から一三の丁まで、一三の庚から一三の壬まで、一四、一四の乙、二三の二、二四、二五、二六の一、二六の二、二七から二九まで、八六六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字塩津二二・二三の一・二六の二・二八・二九・八六六の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年七月十二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町広瀬字東宇土九の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）